

慶應義塾大学経済学部附属経済研究所による主催・共催・協賛・後援等の取扱内規
(平成 25 年 1 月 1 日制定)
(平成 26 年 11 月 1 日改定)

(目的)

第 1 条 この内規は、慶應義塾大学経済学部附属経済研究所（以下、「研究所」という）が関与する催しにおける「主催」、「共催」、「協賛」または「後援」の取扱に関して必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この内規における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「主催」とは、原則として、催しの開催の主体となることをいう。
- (2) 「共催」とは、研究所を含む複数の者が催しの開催の主体となり、共同でその催しを開催することをいう。開催の主体が研究所を含む複数であること以外には、主催と異なる点はない。
- (3) 「協賛」「後援」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、研究所がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。「協賛」においては、研究所が催し実施のための金銭的支援を行うとする。

(基準)

第 3 条 研究所が催しを主催または共催する場合には、慶應義塾大学経済学部附属経済研究所規程第 2 条（目的）および第 3 条（事業）に則っていることを基準とし、申し出により個別に判断する。特に、経済学関連の講演会、コンフェレンス、セミナー、シンポジウム、講習会等のイベントであって、以下の形で慶應義塾大学内で実施される場合においては、研究所は特に積極的に主催・共催を行うこととする。

- a) 経済学部、商学部、産業研究所、および慶應義塾大学内の関連する他の組織が主催する場合
 - b) 経済研究所に登録された外部資金に基づくプロジェクトが主体となる場合
 - c) 海外からの発表者を含むコンフェレンス等、国際的なイベントの場合
 - d) その他慶應義塾大学内の経済学研究者が外部資金に基づいて実施する場合
2. 第三者が主催する講演会、シンポジウム、セミナー、行事等に関して、後援等の依頼があった場合には、次の(1)に掲げるいずれかに該当し、かつ、(2)に掲げるいずれにも該当しないことを基準として、個別に判断する。
- (1) 承認することができる場合
 - a) 経済学の学術研究の発展に寄与するものと認められること
 - b) 公益性があると認められること
 - c) 研究所関係者にとって有益であると認められること

d) 研究所の事業の目的および内容に照らし、特に必要と認められること

(2) 承認できない場合

a) 営利を目的とし、特定企業の宣伝等少数者の利益のみを目的とすると認められること

b) その運営方法が、公正でないと認められること

c) その対象が極めて限定されたものと認められること

d) その他、研究所の業務の目的および内容に照らし、適当でないと認められること

(手続き)

第4条 研究所が慶應義塾大学内の研究者からの申し出により、イベントを主催、共催、協賛・後援する場合には、所長・副所長の合議による判断の上、運営委員会にメールで報告するものとする。研究者は申し出に際して、当該事業等の企画、内容、運営、経費等について報告する必要がある。

2. 第三者主催の催し等に関して後援等の依頼を受けた場合には、その主催者から趣旨、対象者、内容等を記載した依頼文書の提出を研究所あてに受け、所長・副所長が採否の案を作成し、運営委員会にメールで可否を問うこととする。その結果は、所長名によりその催し等の主催者に対して通知するものとする。

(支援内容)

第5条 研究所がイベントを主催・共催・協賛・後援する場合に、イベントの種類に応じ、研究所は以下の支援を申請することができる。

(1) 研究所に登録されたプロジェクト・国際共同イベント

イベントの事前・事後広報、開催に必要な情報提供、資材貸与、人的支援、金銭支援

(2) (1)以外の外部資金によるイベント

イベントの事前・事後広報、開催に必要な情報提供、資材貸与、人的支援

(3) 第三者主催の催し等に対する協賛・後援

イベントの事前・事後広報、開催に必要な情報提供、資材貸与

2. 前項の(1)における金銭的支援は、申請者が別途外部資金の調達努力をしていることを条件とする。また、前項(2)-(3)においては、事前に別途決定されている場合を除き、研究所は原則、直接の出費にかかる金銭的な支援は行わない。また、(3)において、事前に研究所による金銭支援が決定されている場合に「協賛」と呼ぶこととする。

3. 前項に関わらず、当該イベント後も他のイベントで利用可能と思われる資材等については、経済研究所の支出により購入することがある。

(内規の変更)

第6条 本規程は、運営委員会理事会の議決を経て、所長がこれを定める。

附則

この改定は平成 26 (2014)年 11 月 1 日より施行する。